

第64期 中間決算公告

平成18年12月20日

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長 田辺 和夫

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1 8 4, 3 4 5	預 金	8, 2 9 7, 0 8 4
コ 一 ル ロ 一 ン	2 5 8, 5 0 0	譲 渡 性 預 金	3 2 5, 6 7 0
債券貸借取引支払保証金	7 9, 0 5 6	コ 一 ル マ ネ 一	2 0 6, 2 3 8
買 入 金 銭 債 権	9 5, 2 3 9	売 現 先 勘 定	5 2, 4 1 6
特 定 取 引 資 産	5 6, 3 7 3	債券貸借取引受入担保金	8 4 9, 1 9 2
有 価 証 券	3, 9 0 9, 0 1 5	特 定 取 引 負 債	5, 3 6 4
貸 出 金	7, 1 4 8, 9 3 0	借 用 金	1 9 5, 5 3 7
外 国 為 替	9 4 3	外 国 為 替	5
そ の 他 資 産	2 8 3, 2 0 8	社 債	1 9 1, 3 1 5
有 形 固 定 資 産	1 0 8, 2 3 6	新 株 予 約 権 付 社 債	1 0 6
無 形 固 定 資 産	2 3, 0 6 7	信 託 勘 定 借	1, 1 5 2, 3 1 7
繰 延 税 金 資 産	1 5 0, 4 8 2	そ の 他 負 債	9 5, 3 2 5
支 払 承 諾 見 返	2 7 9, 7 8 7	賞 与 引 当 金	1, 9 8 0
貸 倒 引 当 金	△ 6 4, 0 4 5	補 償 請 求 権 損 失 引 当 金	8, 7 0 9
		支 払 承 諾	2 7 9, 7 8 7
		負 債 の 部 合 計	1 1, 6 6 1, 0 5 1
(純資産の部)			
		資 本 金	3 5 6, 4 4 4
		資 本 剰 余 金	1 0 5, 7 5 8
		資 本 準 備 金	1 0 5, 7 5 8
		利 益 剰 余 金	2 7 6, 5 2 8
		利 益 準 備 金	1 3, 0 0 4
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2 6 3, 5 2 4
		繰 越 利 益 剰 余 金	2 6 3, 5 2 4
		株 主 資 本 合 計	7 3 8, 7 3 1
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1 3 6, 6 0 7
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 7, 7 2 3
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1 5, 5 2 7
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1 1 3, 3 5 6
		純 資 産 の 部 合 計	8 5 2, 0 8 8
資 産 の 部 合 計	1 2, 5 1 3, 1 4 0	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1 2, 5 1 3, 1 4 0

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
動 産	3年～ 8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 社債発行費は資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理をしております。
8. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記24. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は114,557百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末は年金資産の額が退職給付債務に未認識過去勤務差異及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として「その他の資産」に含めて計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
----------	---

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権はありません。

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務はありません。

19. 関係会社の株式（及び出資）総額	254,220 百万円
---------------------	-------------

20. 有形固定資産の減価償却累計額	78,092 百万円
--------------------	------------

21. 有形固定資産の圧縮記帳額	3,325 百万円
------------------	-----------

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,829百万円、延滞債権額は48,021百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は209百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は71,506百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は130,566百万円であります。

なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,222百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,250,382百万円
貸出金	215,328百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,523百万円
コールマネー	110,000百万円
売現先勘定	52,416百万円
債券貸借取引受入担保金	849,192百万円
借用金	42,700百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 215,974百万円、その他の資産（手形交換保証金）16百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は9,908百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は28百万円であります。

28. 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整（時点修正、地域格差及び個別格差の補正）を行って算出しております。

29. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 150,654百万円が含まれております。

30. 社債には、永久劣後特約付社債121,315百万円が含まれております。

31. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。

32. 1株当たりの純資産額 340円 62銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は5円82銭減少しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。以下34.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	393,960	393,900	△60
その他	75,846	73,776	△2,069
合計	469,806	467,676	△2,130

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	419,271	688,305	269,034
債券	1,719,532	1,660,661	△58,870
国債	1,384,842	1,326,764	△58,077
地方債	3,288	3,264	△23
社債	331,401	330,632	△769
その他	788,198	772,943	△15,255
合計	2,927,002	3,121,910	194,908

なお、上記の評価差額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額12,520百万円を加えた207,429百万円から繰延税金負債70,603百万円を差し引いた額136,826百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式等について4,455百万円の減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。	

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	254, 220
その他有価証券	
非上場株式	96, 962
非上場外国証券	5, 724
出資証券	36, 303

35. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券で当中間期末に所有しているものが73, 133百万円あります。これらは、売却又は（再）担保という方法で自由に处分できる権利を有する有価証券ですが、当中間期末においては当該処分をせずにすべて所有しております。
36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2, 063, 850百万円であります。このうち契約残存期間が 1年以内のものが 1, 931, 274百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
37. 従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債については、組込デリバティブを組込対象である現物の金融資産とは区分して時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産と組込デリバティブ部分を区分せず一体と

して時価評価し、評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	24,097百万円
税務上の繰越欠損金	196,914
有価証券評価損	31,023
退職給付引当金	4,922
その他	<u>32,413</u>
繰延税金資産小計	289,370
評価性引当額	<u>△48,955</u>
繰延税金資産合計	240,415
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△70,603
その他	<u>△19,330</u>
繰延税金負債合計	△89,933
繰延税金資産（負債）の純額	<u>150,482</u>

39. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権（又は株主資本及び評価・換算差額等）に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は859,811百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

40. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,232,097百万円、貸付信託1,178,523百万円であります。

41. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率は11.79%であります。

中間損益計算書(平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1 6 4 , 1 7 8
信 託 報 酬	1 5 , 1 4 4
資 金 運 用 収 益 (うち貸出金利息)	7 0 , 8 1 6 (3 6 , 5 8 4)
(うち有価証券利息配当金)	(3 1 , 4 7 6)
役 務 取 引 等 収 益	4 9 , 9 4 7
特 定 取 引 収 益	2 , 5 1 7
そ の 他 業 務 収 益	1 , 7 3 3
そ の 他 経 常 収 益	2 4 , 0 1 9
経 常 費 用	1 0 9 , 4 3 2
資 金 調 達 費 用 (うち預金利息)	2 5 , 6 0 3 (1 0 , 2 3 1)
役 務 取 引 等 費 用	9 , 1 5 9
特 定 取 引 費 用	8 9
そ の 他 業 務 費 用	3 , 3 0 7
営 業 経 費	4 9 , 7 9 8
そ の 他 経 常 費 用	2 1 , 4 7 3
経 常 利 益	5 4 , 7 4 6
特 別 利 益	1 8 , 3 5 4
特 別 損 失	1 9 0
税 引 前 中 間 純 利 益	7 2 , 9 1 0
法人税、住民税及び事業税	1 7 4
法 人 税 等 調 整 額	1 0 , 1 0 0
中 間 純 利 益	6 2 , 6 3 5

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 49円 13銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 28円 94銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 特別利益には、退職給付信託を一部返還したことによる返還益15,814百万円を含んでおります。

信託財産残高表
(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金	975,965	金銭信託	1,199,199
有価証券	54,566	財産形成給付信託	16,477
信託受益権	3,636	貸付信託	948,817
受託有価証券	261	金銭信託以外の金銭の信託	364
金銭債権	2,485	有価証券の信託	270
動産不動産	4,139,192	金銭債権の信託	3,489
地上権	1,752	動産の信託	90
不動産の賃借権	4,747	土地及びその定着物の信託	80,666
その他の債権	52,711	包括信託	4,360,325
銀行勘定貸	1,152,317		
現金預け金	222,063		
計	6,609,701	計	6,609,701

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

3. 共同信託他社管理財産 118,542 百万円

4. 元本補てん契約のある信託の貸出金946,118百万円のうち破綻先債権額は325百万円、延滞債権額は11,301百万円、3ヵ月以上延滞債権額は584百万円、貸出条件緩和債権額は14,635百万円であります。また、これらの債権額の合計額は26,846百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

金銭信託

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金	344,497	元本	1,232,097
有価証券	30,310	債権償却準備金	49
その他の	857,177	その他	△ 160
計	1,231,986	計	1,231,986

貸付信託

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金	601,620	元本	1,178,523
有価証券	20,104	特別留保金	6,395
その他の	563,786	その他	591
計	1,185,511	計	1,185,511